

社会保険加入等の状況について

①これまでの社会保険加入状況

②社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果

③入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果

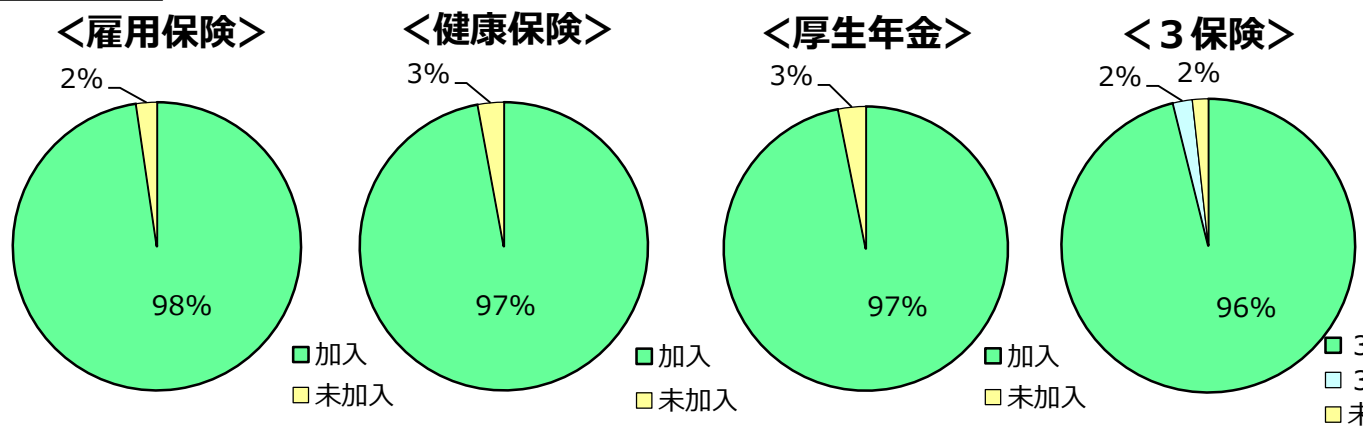
④建設業許可業者の加入率(推計値)

社会保険加入状況調査結果について

○ 公共事業労務費調査（平成28年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、

- ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+0%]、**健康保険では97%** [対前年度比+0.4%]、**厚生年金保険では97%** [対前年度比+0.6%] となっています。
- ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では84%** [対前年度比+1.8%]、**健康保険では80%** [対前年度比+3.5%]、**厚生年金保険では78%** [対前年度比+3.8%] となっています。

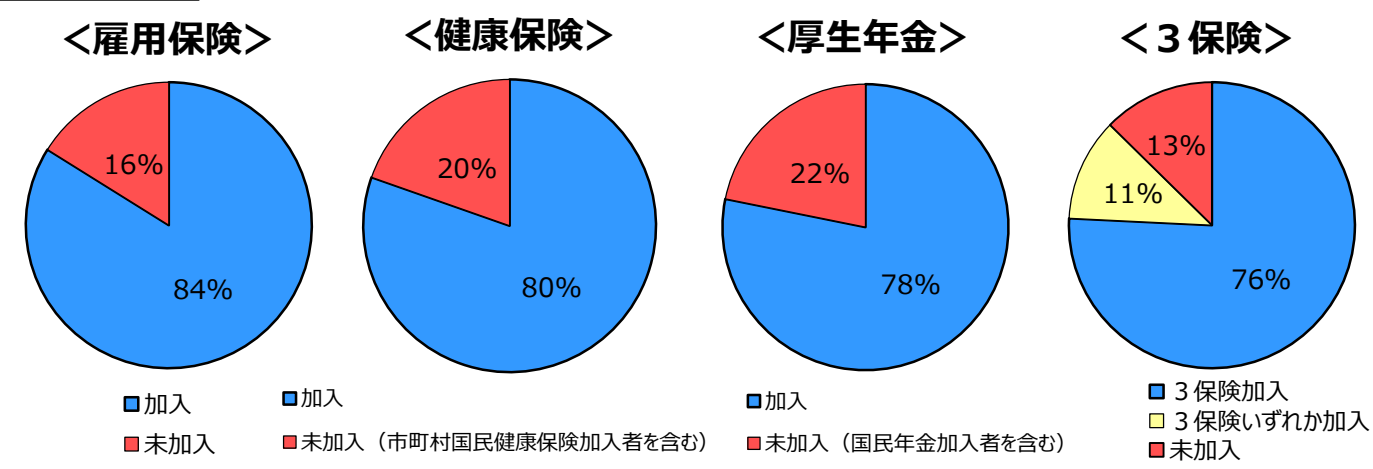
企業別



企業別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%
H28.10	98%	97%	97%	96%

労働者別

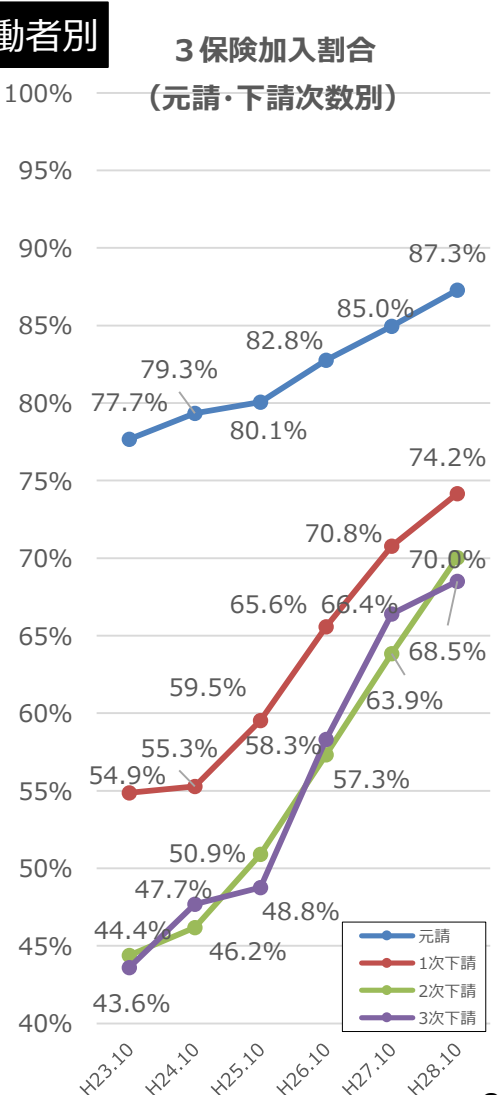
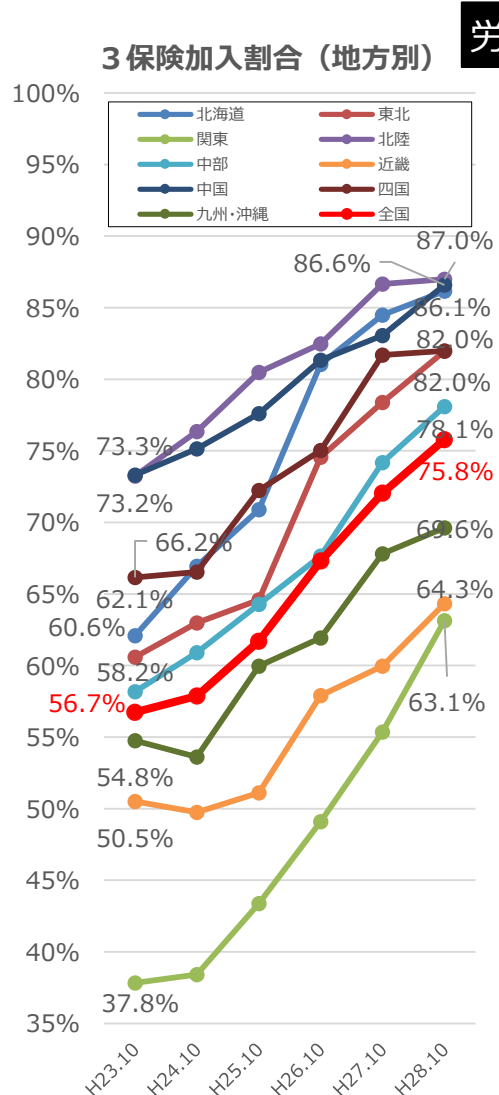
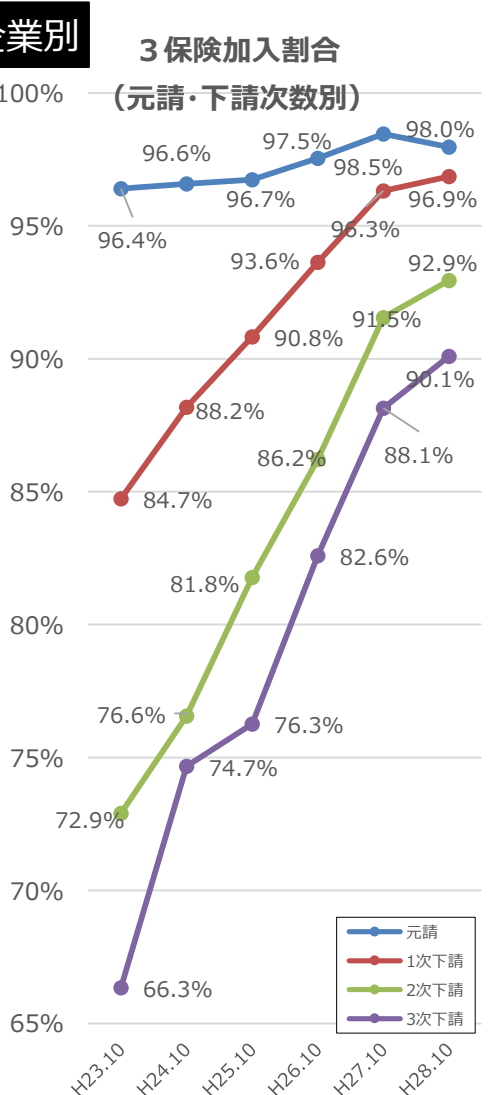
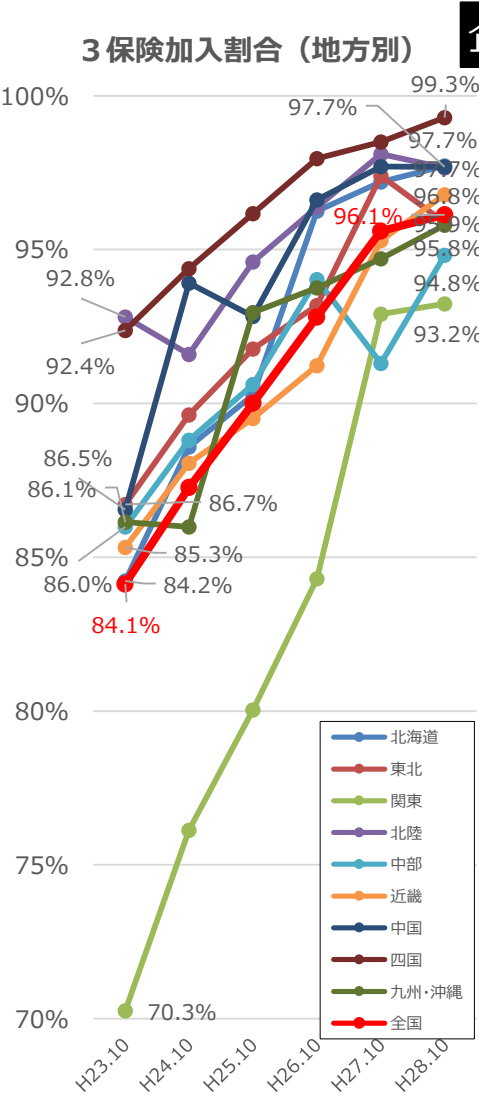


労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%

社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査、平成27年10月調査、平成28年10月調査）における3保険加入状況をみると、全体的には加入割合は上昇傾向にありますが、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。企業別では、関東と他地方との差が小さくなりました。



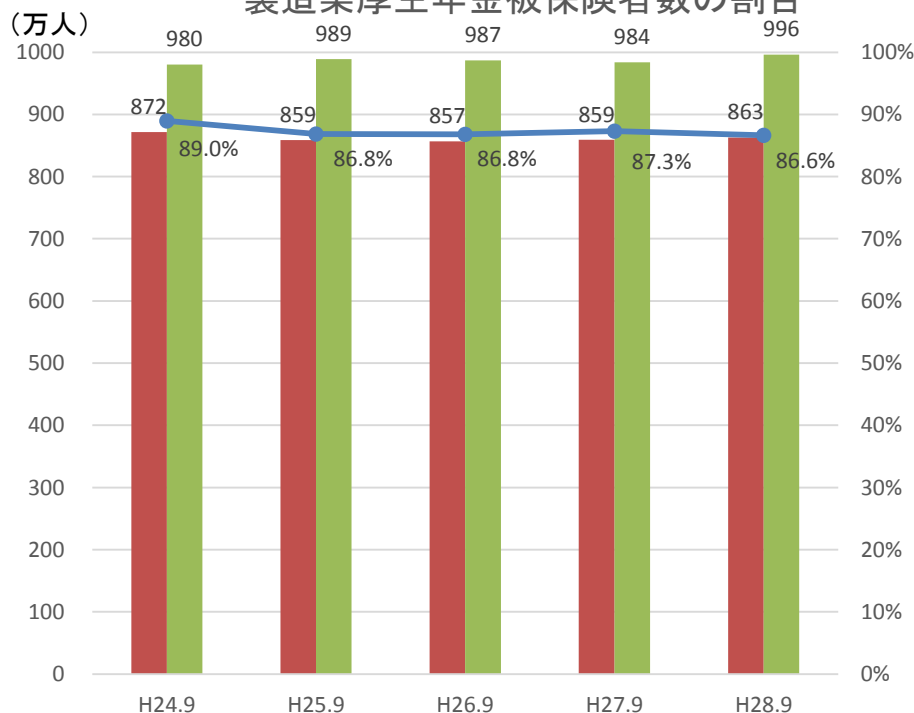
『厚生年金保険業態別規模別適用状況調』(厚生労働省)における「厚生年金保険被保険者数」を『労働力調査』(総務省)における「雇用者数」で除した割合を、「製造業」と「建設業」で比較した。

※ この場合、分母である雇用者数及び分子である厚生年金保険被保険者数については、建設業における社会保険等未加入対策で主に対象としている現場の生産労働者以外(事務員等)も含んでいる

※ 『労働力調査』における「雇用者」と、厚生年金保険が適用される者は、実際には一致しない(例えば、厚生年金保険の適用されない、常用労働者が5人未満の事業者で使用される労働者も、分母に含まれる)

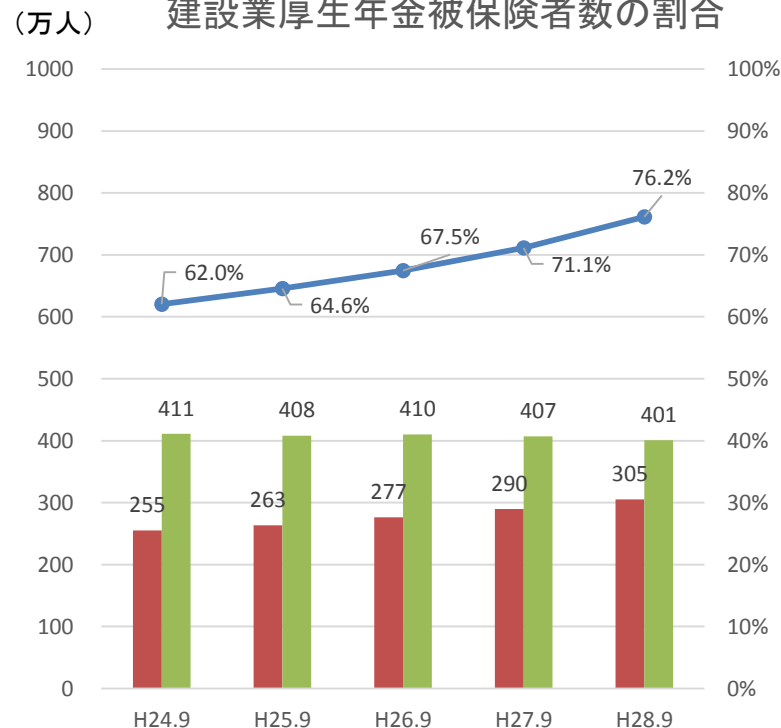
※なお、健康保険加入率については、統一的な被保険者数のデータが把握できない

製造業雇用者数に占める 製造業厚生年金被保険者数の割合



■ 製造業厚生年金被保険者(万人)
■ 製造業雇用者(万人)
● 製造業雇用者数に占める被保険者数の割合

建設業雇用者数に占める 建設業厚生年金被保険者数の割合

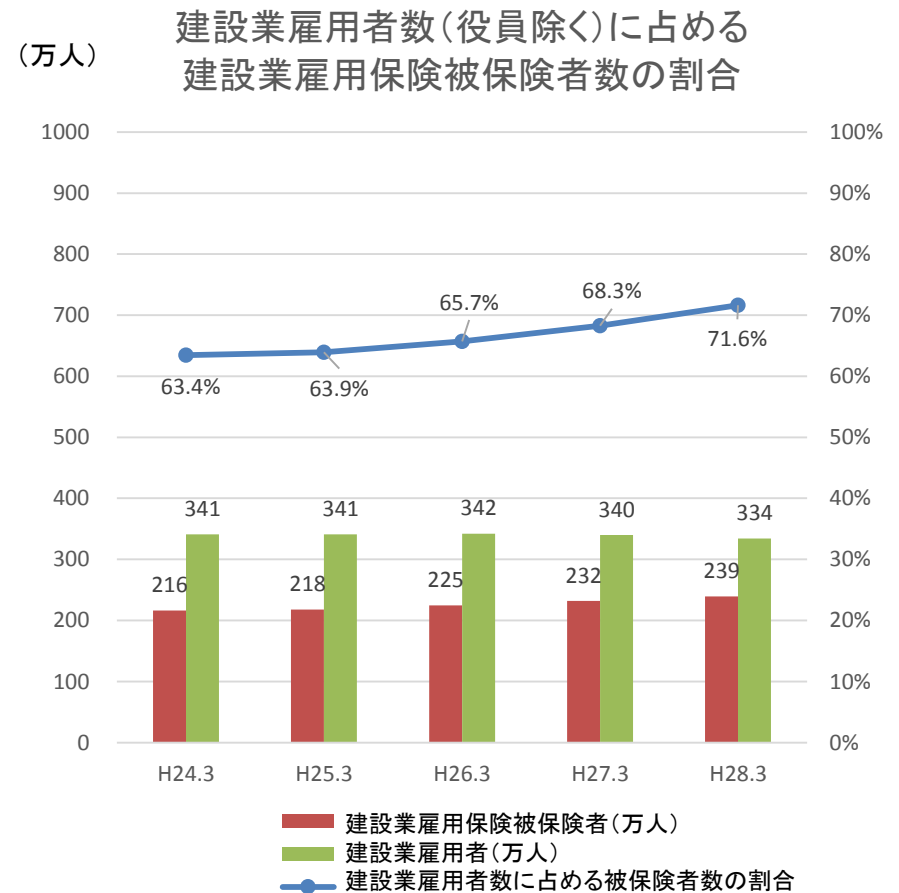
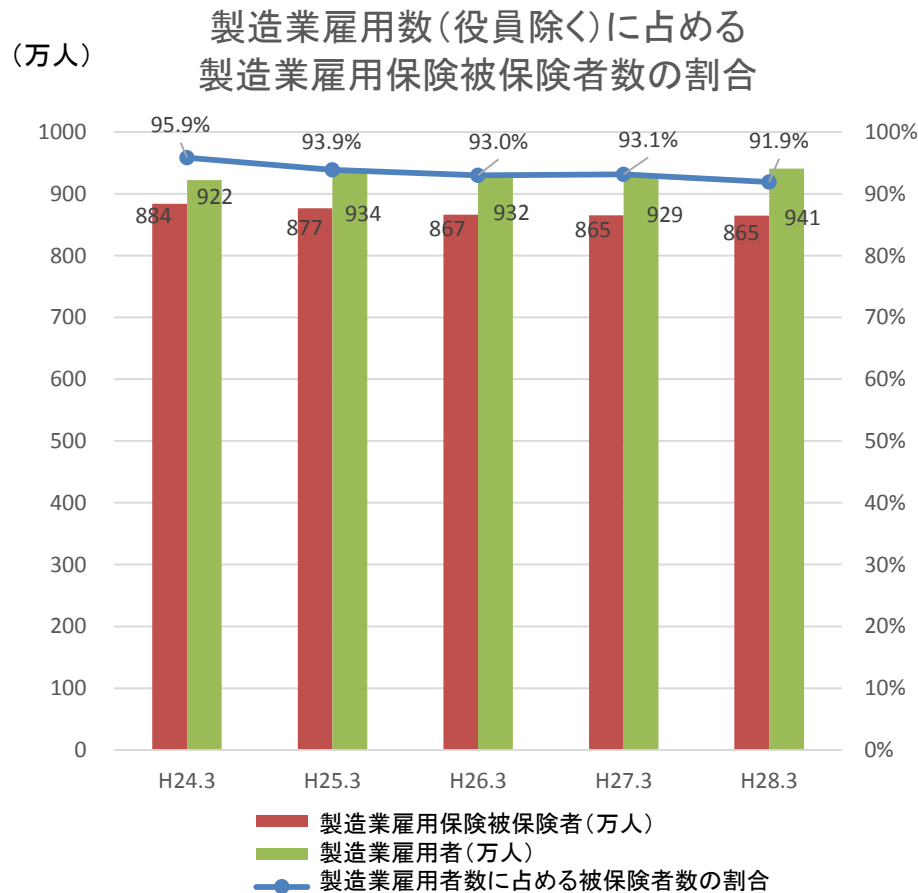


■ 建設業厚生年金被保険者(万人)
■ 建設業雇用者(万人)
● 建設業雇用者数に占める被保険者数の割合

『雇用保険事業年報』(厚生労働省)における「雇用保険被保険者数」を『労働力調査』(総務省)における「雇用者数(役員を除く)」で除した割合を、「製造業」と「建設業」で比較した。

※この場合、分母である雇用者数(役員除く)及び分子である雇用保険被保険者数については、建設業における社会保険等未加入対策で主に対象としている現場の生産労働者以外(事務員等)も含んでいる

※『労働力調査』における「雇用者」と、雇用保険が適用される者は、実際には一致しない



出典:総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」

(参考)型枠工事の社会保険加入状況(労働者別)の調査結果について

- (一社)日本型枠工事業協会のとりまとめた「型枠大工雇用実態調査報告書」(平成29年11月)によると、平成29年度の型枠大工及び型枠解体工の社会保険加入率は前年度と比較して大幅に上昇している。

型枠大工

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
雇用保険	39%	44%	80%	※適用除外除く
健康保険	—	55%	67%	※協会けんぽ・建設国保加入者の比率
厚生年金	34%	44%	85%	※適用除外除く

型枠解体工

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
雇用保険	19%	27%	70%	※適用除外除く
健康保険	—	40%	64%	※協会けんぽ・建設国保加入者の比率
厚生年金	12%	27%	72%	※適用除外除く

* 調査時期・・・平成29年8月末時点
* 調査対象人数・・・型枠大工：10,567人
型枠解体：3,878人

①これまでの社会保険加入状況

②社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果

③入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果

④建設業許可業者の加入率(推計値)

<目的>

本年度(平成29年度)が社会保険加入対策の目標年次であることを踏まえ、社会保険の加入や賃金の支払い状況について実態を把握し、更なる取組を検討するための基礎資料とする。

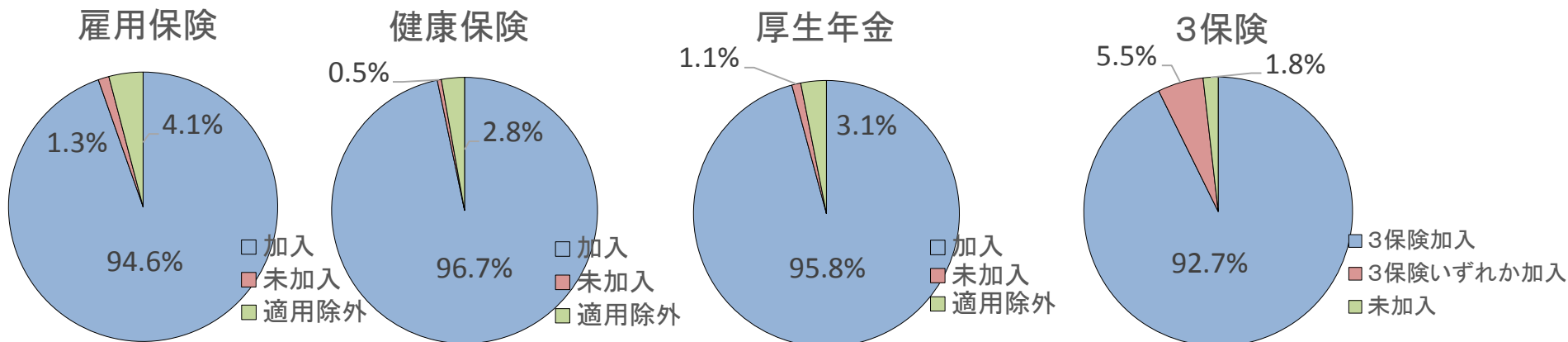
<調査概要>

1. 調査対象 建設業許可業者から28,000者を無作為に抽出
2. 有効回答 6,888者
3. 調査手法 WEBアンケート ※WEBによる回答が困難な場合は、紙による回答も可
4. 調査項目
 - (1)企業の概要
企業の規模、許可業種、主な次数、主な発注者(公共・民間)、本社所在地
 - (2)社会保険の加入状況
企業ベースの加入状況、直近の一現場に従事した技能労働者の加入状況
 - (3)賃金の支払い状況
直近の一現場に従事した技能労働者に支払った賃金額、賃金額改定の有無、改定率
 - (4)法定福利費の支払い状況等
直近の一現場における見積書の活用状況、
見積額と受取額の差(見積書に内訳明示した法定福利費の何%を受け取ったのか)
※現場については、元・下/次数/公共・民間/規模/地域といった属性も調査
5. 調査時期 9月末～11月中旬

実態調査の結果(社会保険加入状況)

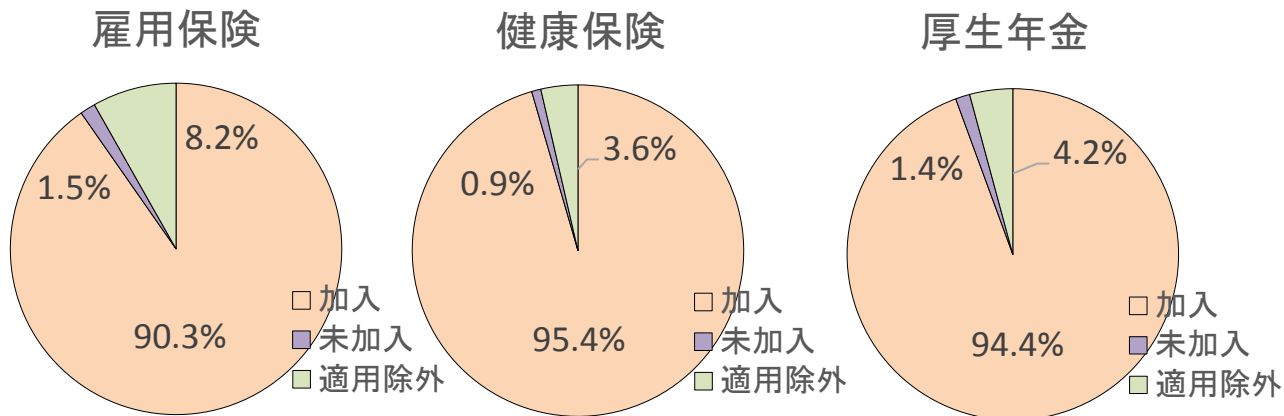
- 6,625者の許可業者から回答があり、企業別の加入率は雇用保険94.6%、健康保険96.7%、厚生年金保険95.8%、3保険92.7%であった。また、法令上加入義務のある「適切な保険」への加入率は98.2%であった。
- 回答のあった企業で雇用される技能者82,942名の加入率は、雇用保険90.3%、健康保険95.4%、厚生年金保険94.4%であった。

企業別



「適切な保険」への加入率(3保険)・・・98.2% (※)
 ※適用除外の企業(法令上加入する必要の無い企業)について、適切な保険へ加入していることとして加入率を算出

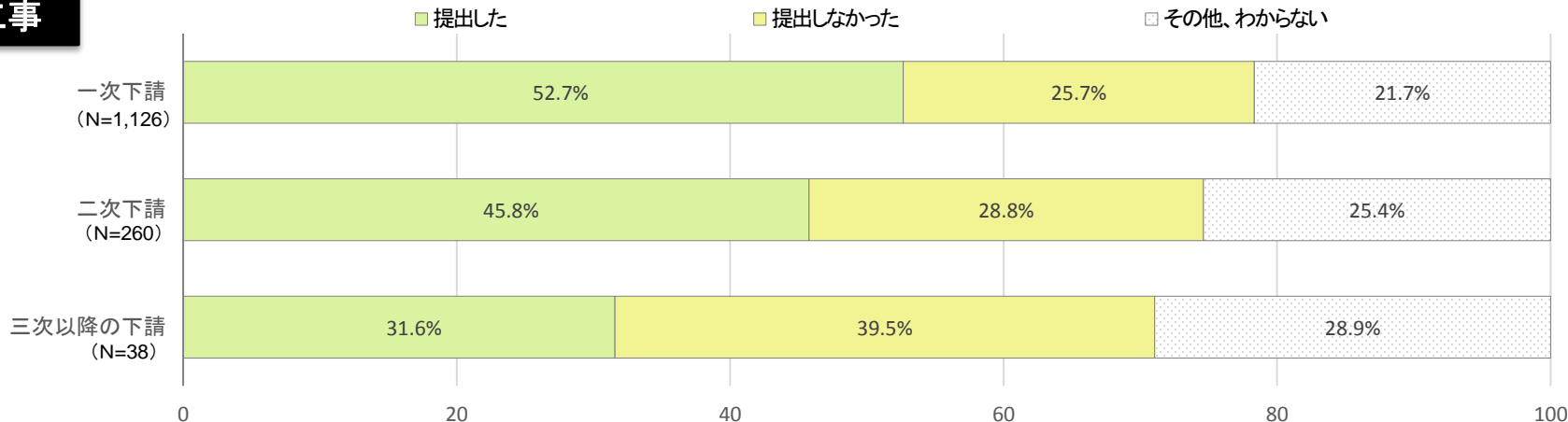
労働者別



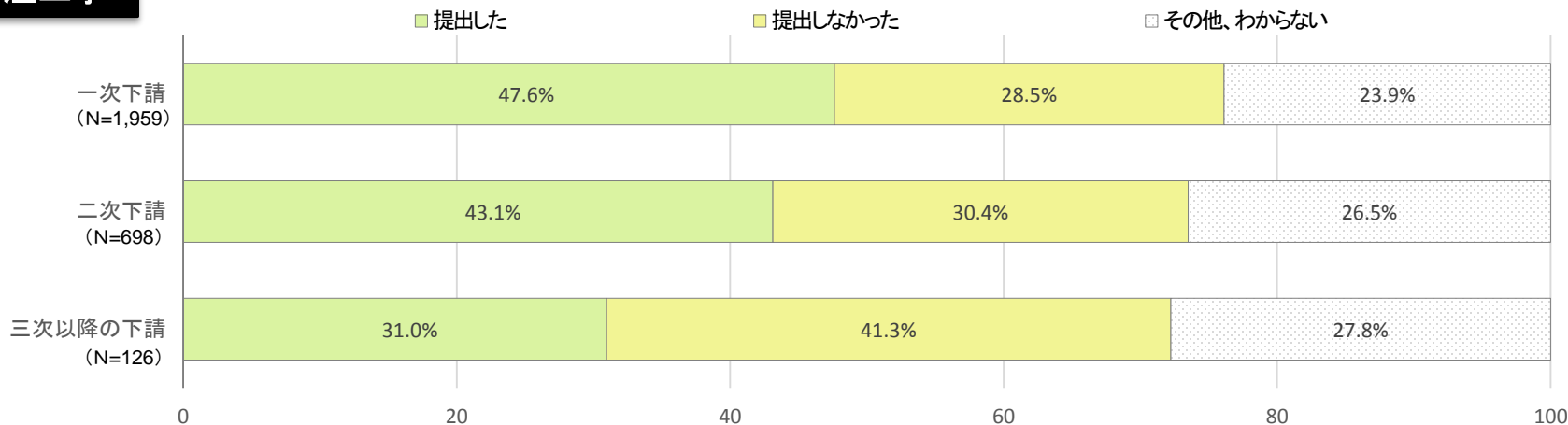
[企業サンプル数] 法人・個人事業計6,625者
 [労働者サンプル数] 法人・個人事業計82,942者
 労働者別では、設問の構成上3保険加入率は不明

- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費を内訳明示した見積書を提出したかどうかについて質問。
- 公共工事・民間発注工事いずれも、高次の下請企業ほど法定福利費を内訳明示した見積書を提出した工事の割合が減少。

公共工事



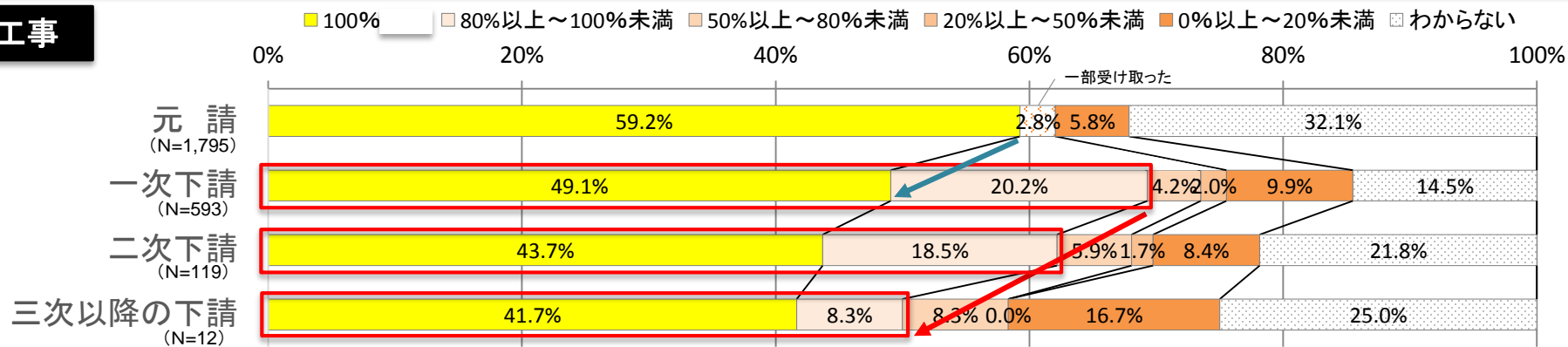
民間発注工事



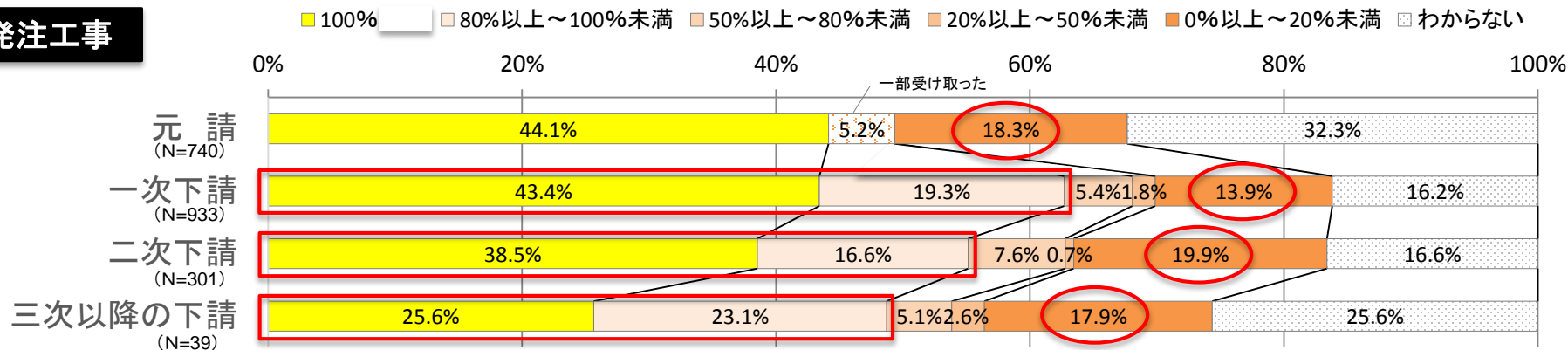
実態調査の結果(法定福利費の受取状況①)

- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費をどの程度受け取ることができたかについて質問。
- 公共・民間発注工事いずれも、高次の下請企業ほど、法定福利費を80%以上受け取れた工事の割合が減少。
(一次:約6~7割の工事で確保 → 三次以下:約5割の工事で確保)
- 公共工事では、元請企業は約6割(59.2%)の工事で法定福利費を全額受け取っている一方、一次以下の下請企業が全額受け取れた工事は5割を下回っている。
- 民間発注工事では、公共工事と比べ、法定福利費を80%以上受け取れた工事の割合が低く、20%未満しか受け取れなかった工事の割合が多い。また、三次以下の下請企業が全額受け取れた工事の割合は3割を下回っている。

公共工事



民間発注工事



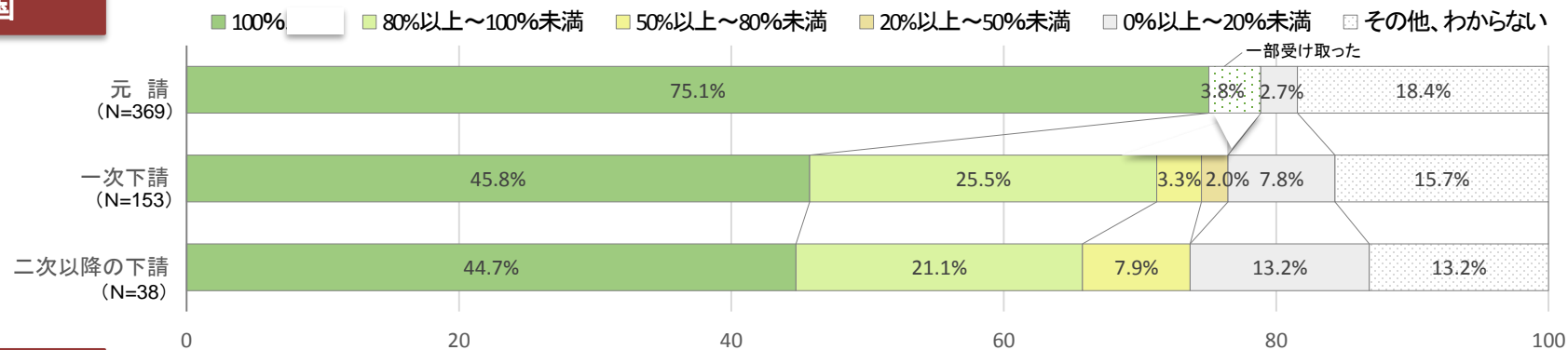
※下請の回答と比較するため、元請に対する設問の選択肢について、以下のとおり分類してグラフを作成している。

【調査の選択肢】	【分類】
全額受け取った	→ 100%
一部受け取った	→ 20%以上~100%未満
全く受け取っていない	→ 0%以上~20%未満

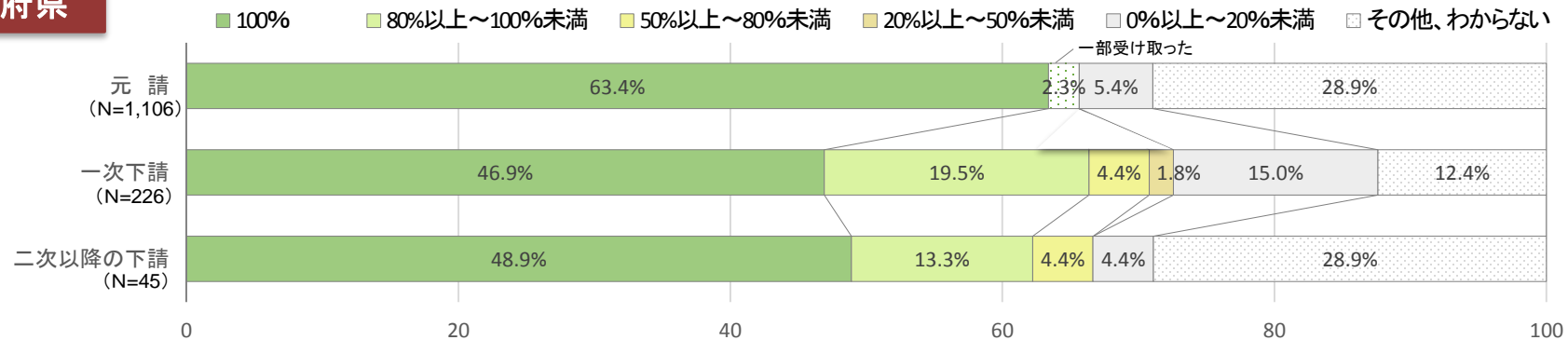
実態調査の結果(法定福利費の受取状況②)

○ 公共工事の発注者別に法定福利費の受取状況を比較すると、市区町村発注工事において、元請が全額受け取れた工事の割合が低い傾向となっている。

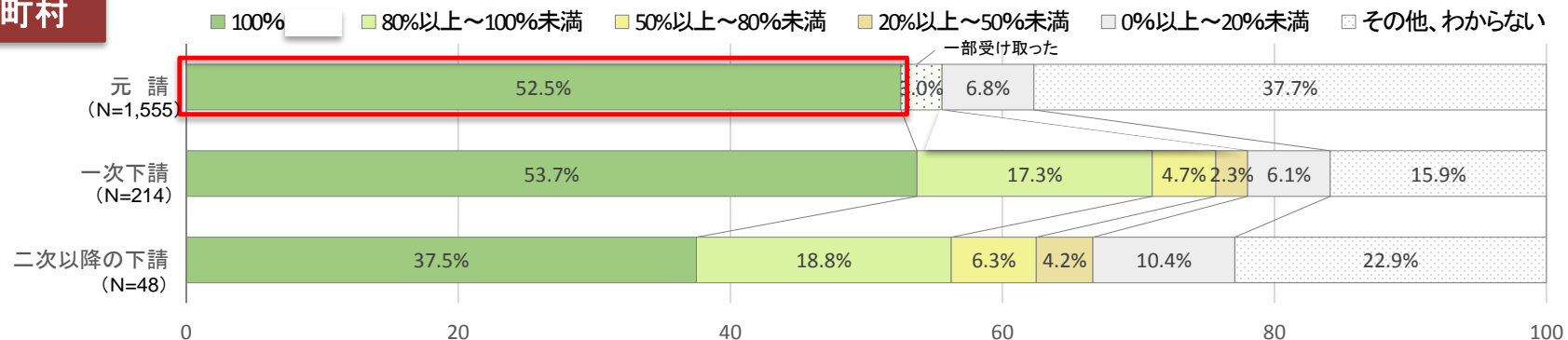
国



都道府県



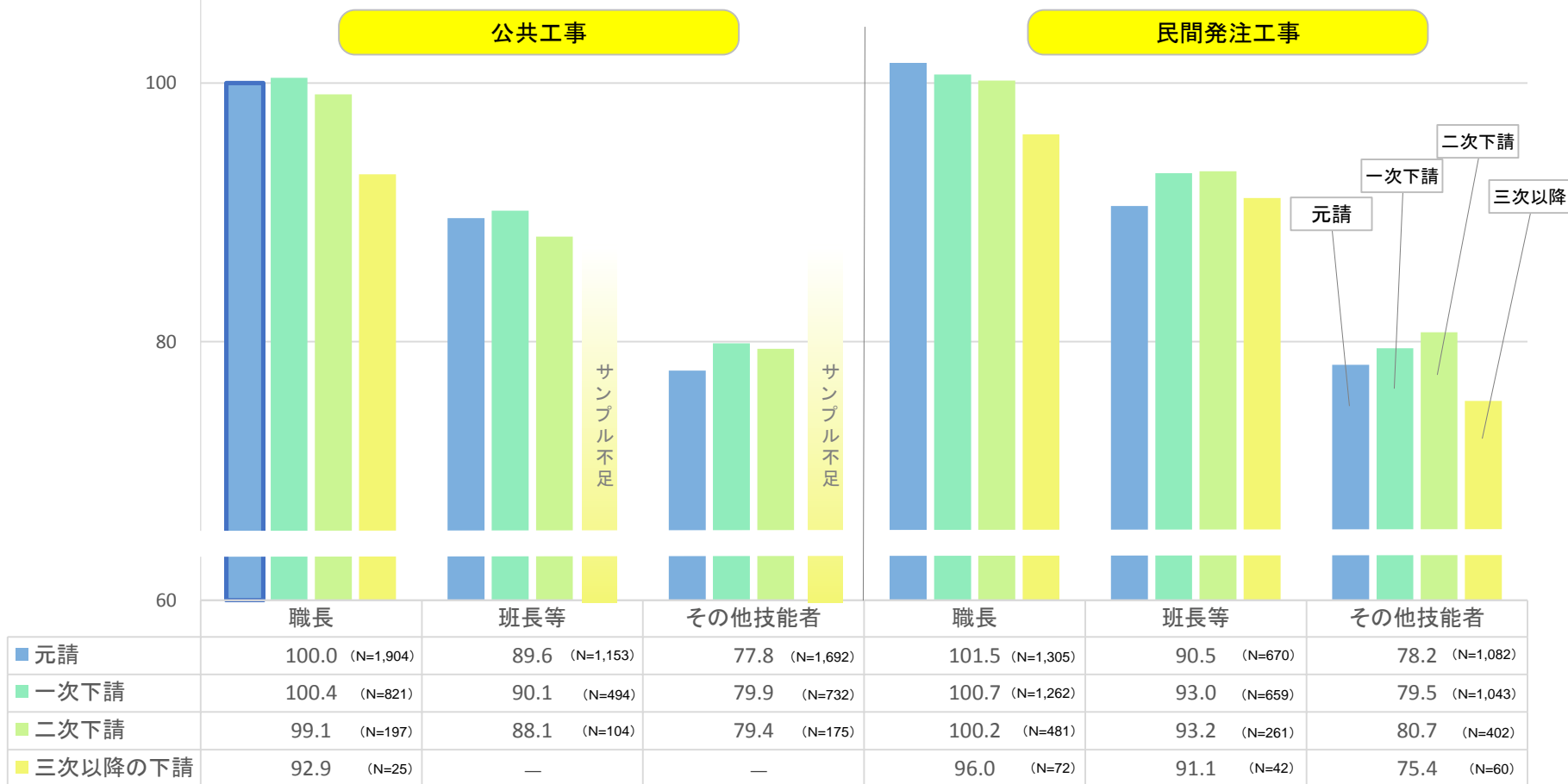
市区町村



- 直近の一現場(公共・民間)に従事させた技能者に対して支払っている賃金(※)について質問。
- 公共工事・民間発注工事にかかわらず、職階に応じた賃金水準となっている。また、三次以下の下請企業に雇用される技能者の賃金が低い傾向となっている。

技能者の平均賃金(日額)

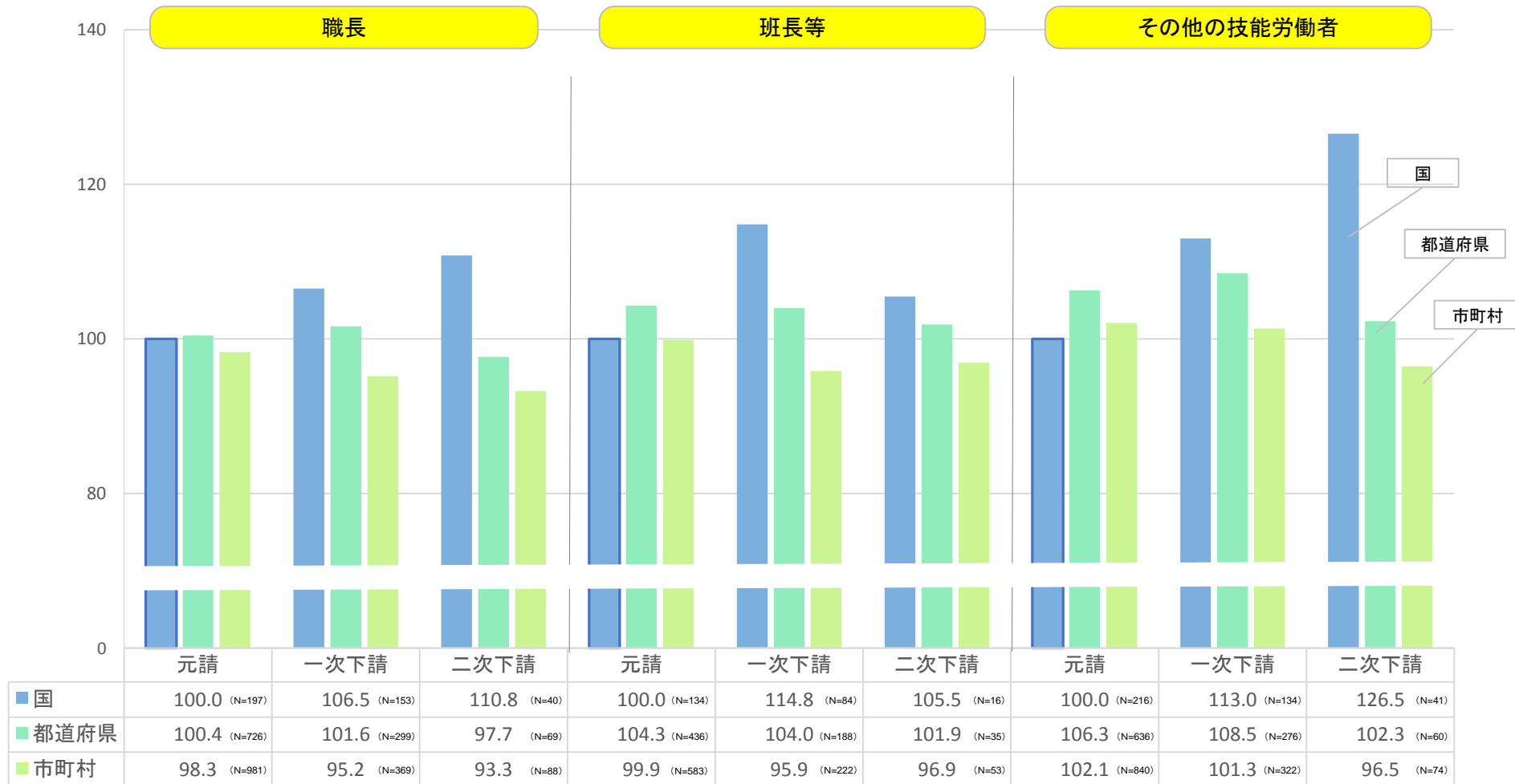
(公共工事における元請に雇用される職長の賃金を100として値を算出)



※基本給、社会保険料の個人負担分、諸手当(時間外手当や休日手当を除く)、実物給与を含む日額の平均額(手取り額ではなく額面金額)について回答を求めた。
 回答は、5,000円毎に設定した選択肢(例: 15,000円~20,000円未満、20,000円~25,000円未満 等)から選択。

○ 直近の公共工事に従事させた技能者に対し支払っている賃金について、発注者別に比較すると、市町村発注工事に従事した技能者の賃金水準がやや低い傾向となっている。

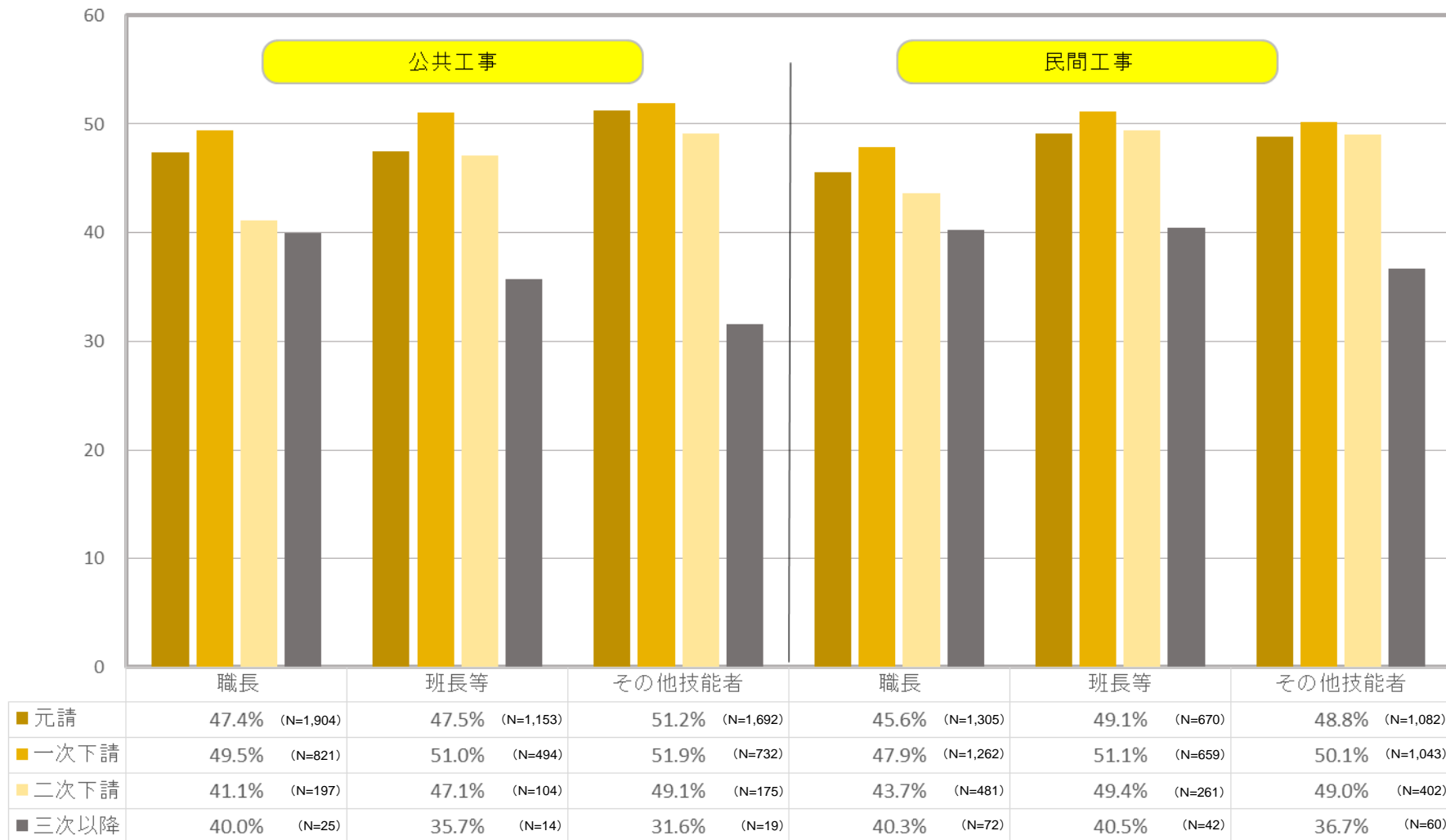
技能者の平均賃金(公共発注者別)



※国発注工事における元請に雇用される職長の賃金を100として値を算出
 ※三次下請以下については公共工事・民間発注工事いずれもサンプル数が少ないため割愛

- 直近の一現場(公共・民間)に従事させた技能者の賃金について、平成28年7月以降の改定状況について質問。
- 公共工事・民間発注工事に関わらず、元請企業から二次下請企業までは、4~5割の企業が賃金を引き上げたと回答。一方、三次以下の下請企業では、賃金を引き上げたと回答した企業は、3~4割に留まっている。

賃金を引き上げた企業の割合



法定福利費について

- 公共・民間発注工事いずれも、高次の下請企業ほど、法定福利費を十分に受け取れた工事の割合が減少。
- 公共工事では、元請企業と一次以下の下請企業との間で、法定福利費を全額受け取れた工事の割合にギャップがある。また、発注者により、法定福利費の受取状況が異なる傾向。
- 民間発注工事では、公共工事と比べ、法定福利費を確保できている工事の割合が少ない傾向。

賃金について

- 公共工事・民間発注工事に関わらず、職階に応じた賃金水準となっているが、三次以下の下請企業において、技能者の賃金が低い傾向となっており、また、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっている。



今般の調査結果を踏まえ、

- ・ 引き続き、必要な法定福利費や適正な賃金水準の確保について、関係団体に要請
- ・ 来年度においても、法定福利費や賃金の支払い状況について実態調査を実施

①これまでの社会保険加入状況

②社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果

③入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果

④建設業許可業者の加入率(推計値)

- 当該調査では、各公共発注者が公共工事を発注する際、受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組の実施状況及び社会保険等未加入業者への対応策を調査。
- 都道府県では、概ね、元請企業及び一次下請企業について一定の対策を講じているものの、市町村では、一部の団体に留まっている状況。

(出典) 入札契約適正化法に基づく実態調査(H29.3.31時点)
※市区町村には政令市を含む

① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	実施済(定期の競争参加資格審査等で確認)		未実施	
	H29.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H28.3.31
国	18 ←	17	1 ←	2
都道府県	46 ←	45	1 ←	2
市区町村	1089 ←	840	652 ←	901

② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

※設問が前年度と異なるため、前年度結果を参考値として()に記載

	全ての工事で、1次下請業者まで加入企業に限定	一定金額以上の工事で、1次下請業者まで加入企業に限定	全ての工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定	一定金額以上の工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定	対策未実施
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	8(←6)	3(←3)	0(←0)	1(←0)	7
都道府県	17(←8)	5(←10)	3(←1)	0(←0)	22
市区町村	280(←113)	100(←55)	89(←34)	27(←6)	1245

③ 社会保険等未加入業者への対応(1次下請業者) ※複数回答

	元請企業に対し加入指導	許可行政庁へ通報	社保担当部局へ通報	指導・通報体制なし
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	12	10	2	6
都道府県	38	30	18	2
市区町村	948	69	40	743

④ 社会保険等未加入業者への対応(2次下請業者以降) ※複数回答

	元請企業に対し加入指導	許可行政庁へ通報	社保担当部局へ通報	指導・通報体制なし
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	10	8	2	6
都道府県	25	23	15	9
市区町村	885	55	35	802

- 国土交通省で昨年7月、標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することを標準化。
- 国・都道府県・市区町村ともに、概ね国土交通省の積算基準等を適用し、法定福利費を積算に適切に計上している。

① 積算における法定福利費（事業主負担分）の計上状況

（出典）入札契約適正化法に基づく実態調査(H29.3.31時点)
※市区町村には政令市を含む

	国交省の積算基準を適用しており、計上している	独自の積算基準を活用しており、現場管理費率に含み計上している	独自の積算基準を活用しており、現場管理費以外の項目に含み計上している	計上していない
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	17	0	0	1
都道府県	47	0	0	0
市区町村	1711	10	0	13

② 積算における法定福利費（本人負担分）の計上状況

	国交省の公共工事設定労務単価を適用しており、計上している	独自の設計労務単価を適用しており、計上している	計上していない
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	17	0	1
都道府県	47	0	0
市区町村	1702	8	24

※H30.1.12時点で未回答の7市区町村は含まない。

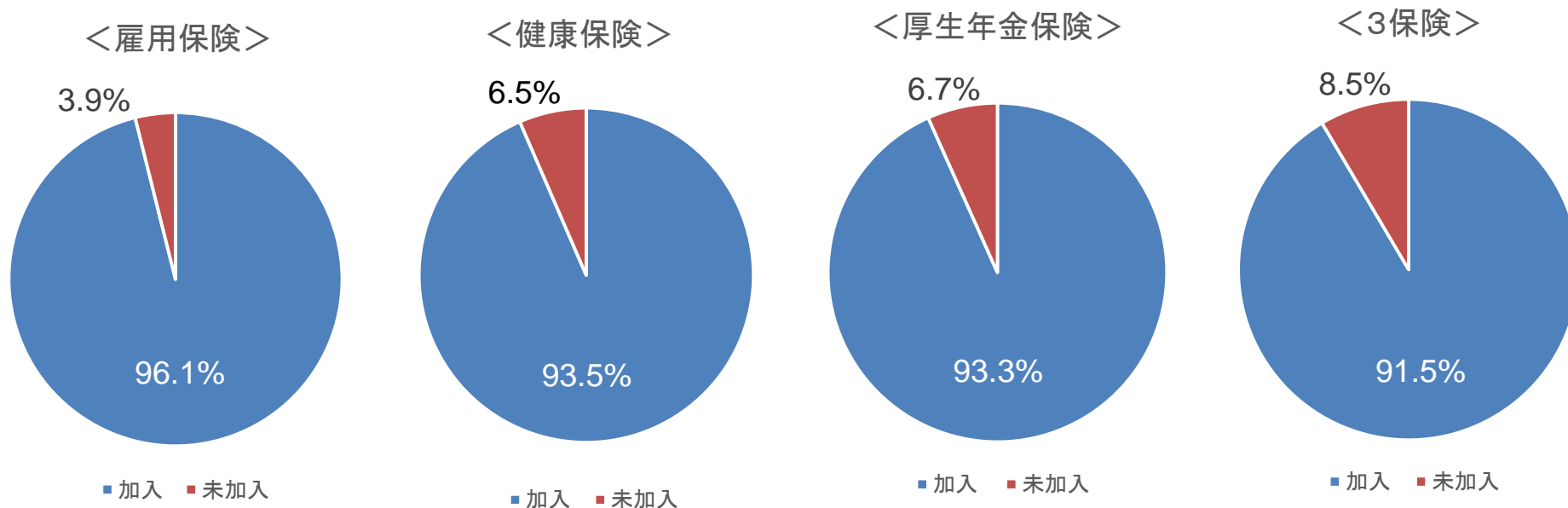
- ①これまでの社会保険加入状況
- ②社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果
- ③入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果
- ④建設業許可業者の加入率(推計値)

○ 許可処理システムの情報により集計（平成29年12月31日現在）

- ・ 加入率は、**雇用保険では96.1%**、**健康保険では93.5%**、**厚生年金保険では93.3%**、**3保険では91.5%**（※）。

※建設業者の一般的な情報については許可処理システムにて管理しており、そのうち社会保険の加入状況の許可処理システムへの入力率は平成29年12月31日現在で約87%である。このシステムへの入力率を100%に補正した場合の加入率を提示。

- ・ 未加入の建設業者については厚生労働省へ通報。通報後の加入状況については、今後厚生労働省から回報される予定（厚労省の指導等により加入に至った場合、加入率は上昇することとなる）。



※円グラフの数値は、平成29年12月31日時点の入力状況をもとに算出した推計値